

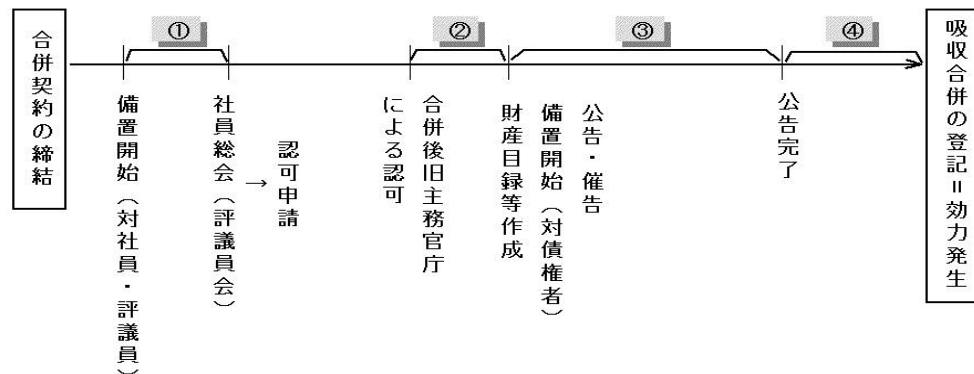
問Ⅲ - 2 - ①(特例民法法人)

特例民法法人の合併について教えてください。

答

- 1 従来は公益法人同士が合併するという制度は民法上はありませんでした。一方の法人を解散して、財産を他方の法人に贈与して、事実上の合併を行っていました。
- 2 今般、5年間の移行期間に限って、特例民法法人の吸収合併を行うことを可能としました。また、特例社団法人と特例財団法人の合併も可能としたところ です。
- 3 なお、特例民法法人の合併については、旧主務官庁の認可を受けることが必要です。
- 4 この特例民法法人の合併の制度の活用によって、単独では、移行の認定や認可を受けることが困難である特例民法法人が、合併により財政的基盤などを整え、円滑に移行することも可能になる場合もありえると考えています。

<特例民法法人の合併の流れ>



- ① = 吸収合併契約備置開始日は社員総会等(承認の日)の2週間前の日
- ② = 認可の通知のあった日から2週間以内
- ③ = 2箇月を下ることができない。
- ④ = 完了日から2週間以内